

笹ヶ瀬川左岸処理分区ほか下水管路耐震診断業務委託 現場説明書

1. 業務委託名
笹ヶ瀬川左岸処理分区ほか下水管路耐震診断業務委託
2. 委託対象地域
岡山市南区築港元町地内ほか
3. 履行期限
令和9年3月31日まで
4. 業務にあたっては設計図書（委託数量総括表、図面、本現場説明書、設計業務等共通仕様書、笹ヶ瀬川左岸処理分区ほか下水管路耐震診断業務委託標準仕様書等）により行い、監督員と綿密な協議を行うこと。
5. 契約書第12条の規程に基づく照査技術者を定め、通知すること。
6. 業務計画書には詳細な作業内容・工程表を記載すること。
7. 主任技術者、照査技術者及び担当技術者の経歴書を提出すること。担当技術者は必ずテクリス登録を行い、テクリス登録を行っていない技術者が業務を行う場合は、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
8. 設計に要した調査、渉外関係記録、埋設物調書、その他打合せ資料等はA4版にとじて提出のこと。
9. 人孔及び管渠内に作業員が入渠する場合には、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を現場に常駐させ、その指導監督の下で作業を行うこと。
なお、作業を行う場合は事前に酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の技能講習修了証の写しを提出すること。
10. 成果品については、製本1部、デジタルデータ2部を提出すること。

- 1 1. 本業務の実施にあたっては、各項目において受注者の技術力を十分活用し取り組むこと。また、検討に必要な資料収集を十分に行い、場合によってはヒアリングによる情報収集を行う等、幅広い知識や情報を基に確固たる知見をもって設計計画を行うこと。

なお、委託の実施数量については、現場の状況等に応じて変更されることがある。その場合は監督員との協議の上、監督員の承認を受けた委託内容を実施しなければならない。

- 1 2. 変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は次の式による。

変更後業務委託料＝

$$(\text{変更後設計金額 (税抜)} \times \text{当初業務委託料 (税込)} / \text{当初設計金額 (税込)}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

- 1 3. 本業務は、前払金（岡山市契約規則第 8 9 条、岡山市委託契約書第 3 6 条）対象業務となっている。

- 1 4. 委託数量総括表「管路調査業務」の最低制限価格の算出方法における構成費目の適用については、「直接作業費」は「直接人件費」、「試験費（諸経费率計算対象外）」は「直接経費」、「共通仮設费率分」及び「現場管理費」は「その他原価」、「一般管理費等」は「一般管理費等」に構成される費目に置き換えることで、「岡山市建設コンサルタント業務等最低制限価格の設定に関する要綱」によるものとし、同要綱第 4 条表中の業種区分「土木関係建設コンサルタント業務」を適用するものとする。